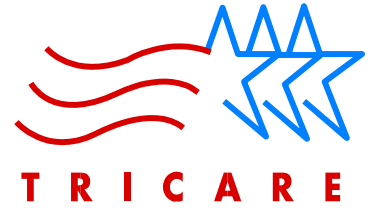




HEALTH AFFAIRS



米軍健康管理システム プライバシー対策に関する通告

発効日: 2003 年 4 月 14 日

本通告は、個人の医療データがどのような形で利用され開示されるかを説明するとともに、各個人が自己の医療データにアクセスする方法について記述しています。従って、本書面の内容を慎重に検討する必要があります。

本通知に関して不明な点がある場合は、現地の軍医療施設(MTF)のプライバシー対策担当官、または、必要に応じ、TRICARE 管理活動 (TMA)の プライバシー対策担当官にオンラインでお問い合わせください(www.tricare.osd.mil)。

このプライバシー対策に関する通告は「健保携行および責務法 (HIPAA)」の規定に従って皆様にお知らせしています。この法律は、個人の医療に関する極秘情報が、これを共有する他の機関との間でどのような形で利用され、開示されるかを説明し、同情報の保護対策について記述しています。本通告は、各個人がこの極秘医療情報にアクセスし、変更する権利があることも説明しています。さらに、法規によって情報の開示が義務付けられたり承認されている場合を除き、各個人には特定の情報の外部への開示を認めたり拒否する権利も認められています。

本通告の受領確認

皆様には、本通告の受領を署名で確認するよう要請されます。この目的は、個人の医療に関する極秘情報が利用・開示される可能性をお知らせすることと、皆様にはプライバシーを守る権利があることを認識していただくためです。ただし、この受領確認書に署名しなければ、医療サービスを受けられなくなるというわけではありません。本確認書の署名を辞退しても、治療を続行することができ、皆様の極秘医療情報は、必要に応じ、治療や、支払い、医療業務のために利用され開示されることになります。

本通告の対象となる部門

本通告は、個人の極秘医療データにかかる米軍健康管理システム (MHS) の慣行について説明しています。本通告の適用される MHS には以下の部門が含まれます。

- 米国防総省 (DoD) 医療保険
- 軍医療施設 (この場合の MTF には医療施設と歯科施設、さらにこれらの傘下で活動する医療提供者と職員のすべてが含まれます)
- TRICARE 地域支部
- 陸海空軍の各軍医総監や TRICARE 管理活動を始めとする本部の活動

個人の極秘医療情報に対する当局の義務

「個人の極秘医療情報」とは、個人の識別が可能な医療データを意味します。これには、年齢、住所、電子メールアドレスなどの人口統計上のデータに加え、過去、現在、将来にわたる身体上または精神上的の健康状態と、それに関連した医療サービスのデータが含まれます。MHS には、以下の項目を実施するよう法律で規定されています。

- 個人の極秘医療データが適切に保管されているかを確認する。
- このデータの利用と開示に関する当局の法的義務とプライバシー対策についての通告を送付する。
- 現行の通告規則を順守する。
- 通告内容の変更を伝達する。

当局は本通告の内容を変更する権利を留保します。通告の発効日は1 ページ目の上部と最終ページの下に掲載されています。さらに当局は、すでに入手済みの医療データと今後受領する医療データに関する改訂通告または変更通告を作成する権利も留保します。「プライバシー対策に関する通告」を入手したいときは、現地の MTF のホームページまたは TMA のホームページ (www.tricare.osd.mil) にアクセスするか、現地の MTF プライバシー対策担当官に連絡してコピーの郵送を依頼するか、あるいは次回の予約時に入手できるよう要請してください。

個人の極秘医療情報の利用例と開示例

以下は、当局に許可された個人医療データの利用例と開示例を示したものです。ただし、これらはほんの一例であり、あらゆる例を網羅したものではありません。

利用および開示の義務

当局には、個人の医療情報を本人に開示する法的義務があります。ただし、この情報の開示が本人に有害であると医学方面の専門家が認めた場合は例外とします。さらに、当局が個人の医療情報を合法的に保護する義務を履行しているかどうかを調査したり判断する目的で、この情報を米保健社会福祉省 (DHHS) 長官に開示することも義務付けられています。

治療

個人の医療データは、ヘルスケアとその関連サービスの提供、調整、管理を目的に利用・開示されます。これには、ヘルスケアを第三者と調整したり管理する場合があります。例えば、個人の医療データを、本人に医療を提供する TRICARE 契約医療機関に必要なに応じて開示することがあります。また、担当医の要請に基づいて、別の MTF や、医師、ヘルスケア・プロバイダー (例：専門医、薬剤師、検査施設など) に開示して、診断や治療の支援を受けることもあります。このような場合には、これまで服用していた処方薬についてのデータを薬剤師に提供して、別の処方薬と併用した場合の副作用の可能性について確認してもらうこともあります。

さらに緊急時の治療を目的に、個人の医療データを利用したり開示することがあります。

支払い

個人の医療データは、医療サービスの支払いを確保するために、必要なに応じて利用されます。この際、推薦された医療サービスを承認する前、あるいは、その支払いが行われる前に、医療

保険を受ける資格や資格の適用範囲を判断したり、提供された医療サービスが治療上必要であったかを審査したり、ユーティリゼーション・レビュー（医師/病院に対する診療内容の審査）を行うといった特定の活動を MTF が行うこともありえます。例えば、入院の承認を得るためには、それに該当する個人の医療データを開示する必要があるかもしれません。

医療活動

個人の医療データは、日常の医療活動を支援するために利用されたり、開示されることがあります。こうした活動としては、品質評価活動、調査、監督、または職員勤務評定の審査、医学生の実験、ライセンス契約、製品またはサービスについての情報伝達、その他の医療関連活動の実施または調整などが含まれますが、これだけに限られているわけではありません。

例えば、MTF で患者に接する医学生に個人の医療データを開示することがあります。また、待合室で待機中の患者を担当医が診察するときその名前を呼ぶこともあります。あるいは、次回の診察予定日を確認するための連絡で、必要に応じて個人の医療データを利用したり開示することもあります。

さらに、MTF または DoD の医療保険に関連した様々な業務（例えば、請求書の作成や送付、医学記録の転写業務など）を第三者の請負業者に代行してもらうときにも、個人の医療データを共有します。ただし、この請負業者はこうした医療データを保護する義務を負っています。

さらにまた、本人が興味を抱くような別の治療方法やその他の医療給付/サービスの情報を提供する際に、個人の医療データを必要に応じて利用したり開示することもあります。例えば、MTF とそのサービスについてのニュースレターを送付するために、個人の名前や住所を使用することがありますし、役に立つと思われる製品やサービスについての情報を当局から送付するかもしれません。

法的義務

法規で個人の医療データの利用または開示が義務付けられている場合もあります。

公衆衛生

情報の収集または受領が法律によって認められた公衆衛生局に対して個人の医療データを開示することもあります。例えば、以下の項目を実施する際にこうした情報の開示が必要になるかもしれません。

- 疾病、負傷、傷害の予防または管理。
- 出生・死亡届。
- 小児虐待・怠慢の報告。
- 医薬品の副作用や、製品の問題点についての報告。
- 疾病に接触した恐れのある人、疾病もしくは病状に感染する恐れ、あるいは蔓延させる恐れのある人への通告。
- 患者が虐待、怠慢、家庭内の暴力の犠牲者と考えられる際の所轄当局への通報。

伝染病

伝染病に接触したと考えられる人、もしくは疾病・病状に感染する恐れのある人、あるいはそれを蔓延させる恐れのある人に対し、法律で認められている場合には、加入者の医療データを開示することがあります。

衛生監督

監査、調査、検査など、法律で認められている業務を衛生監督当局が行えるよう、個人の医療データをこのような機関に開示することがあります。これに該当する機関としては、医療制度、政府給付プログラム、その他の政府規制プログラム、人権法などを監督する各省庁が含まれます。

食品医薬品局

食品医薬品局（FDA）が、以下の項目の実施を義務付けている個人または法人に対して、個人の医療データを開示することがあります。

- 薬物副作用、不良品、問題、バイオ製品の基準からの逸脱の報告。
- 製品の追跡。
- 欠陥製品の回収の実現。
- 修理または交換。
- 必要に応じた市販後の観察研究の実施。

法的手続き

司法裁判または行政裁判の期間中、法廷の命令または行政審判所の要請に応じて、個人の医療データを開示することがあります（ただし、このような開示が明白に認められている場合に限られます）。また、特定の状況においては、召喚状、訴訟の際の情報開示の要請、その他の合法的手続きに対応して、個人の医療データを開示することもあります。

法の施行

法の施行を目的とした以下のような状況で個人の医療データを開示することがあります。

- 訴訟への対応
- 身元確認と所在地に関する情報提供の要請
- 犯罪犠牲者に関する状況
- 犯罪行為の疑いをもつ死亡
- MTF で発生した犯罪
- 犯罪行為の結果とみられる救急医療（MTF 施設外）

検死官、葬儀執行人、献体

死因の推定、あるいは法的に認められたその他の業務を遂行するために、個人の医療データを確認用として検死官または監察医に開示することがあります。また、法的に認められた場合は、葬儀執行人にこのデータを開示することもあります。さらに、死体臓器、眼球、組織の提供を目的にこのようなデータを利用したり開示することがあります。

研究

法的に認められている場合は、個人の医療データを研究者に開示することがあります。例えば、研究者の研究案を検討した治験審査委員会（IRB）がこの研究を承認し、個人の医療データのプライバシー尊重を徹底させるプロトコルが作成されている場合には、このようなデータが開示されることがあります。

犯罪行為

個人や公共の健康と安全を脅かす深刻な危急事態の発生に際し、所轄の連邦法と州法のもとで個人の医療データを利用したり開示することが、このような事態の防止と軽減に不可欠であると思われる場合には、個人の医療データを開示することがあります。さらに、個人の識別と逮捕に必要とされる場合には、個人の医療データを法執行機関に開示することもあります。

軍事活動および国家安全保障

状況に応じ、(1) 任務に対する適性の判断など、軍務を正しく遂行するのにぜひとも必要であると所轄の軍司令官がみなした活動のため、(2) 復役軍人省 (VA) が医療給付の資格を判断する際、あるいは、(3) 外国軍の一員である場合に外国軍当局に対して、米軍に所属する個人の医療データを利用または開示することがあります。さらに、国家の安全保障や情報活動の一環として個人の医療データを許容された連邦政府関係者に開示することもあります。これには、大統領などを対象としたシークレット・サービスも含まれます。

労災

労働者災害補償法や他の制度化されたプログラムを順守するために個人の医療データを開示することがあります。

囚人

刑務所で服役中の個人については、MTF が医療サービスを提供している期間中に当人の医療データを作成または受領した場合において、このデータを利用したり開示することがあります。このような開示は、(1) 刑務所内で当人に医療サービスを提供するため、(2) 当人の健康と安全、さらに刑務所内の人々の健康と安全のため、(3) 刑務所の安全とセキュリティーのために必要となります。

医療保険による開示

DoD の医療保険もまた、個人の医療情報を開示することがあります。このような開示例としては、医療サービスの受益資格や各種医療保険への加入を確認するため、さらに、他の健康保険に加入しているか、あるいは他の政府給付プログラムに加入する資格を持っている場合に医療費給付を調整するためなどが含まれます。さらに、国防総省と復員軍人局による適切な情報共有イニシアティブにもこのデータを利用したり開示することがあります。

保護者による情報アクセス

州の中には、未成年者に関する法律によって、両親、後見人、さらにこれらと同等の法的地位にある人々に個人の医療データを開示するよう許可したり、義務付けている場合があります。当局では、治療を行っている州の法律に矛盾しないよう行動し、これらの法律に従って個人の医療データを開示します。

本人の許可を要する個人の医療データの利用と開示の例

場合によっては、自己の医療データの一部または全体を利用もしくは開示することに合意したり、反対する機会が個人に与えられることがあります。以下は、本人の合意または反対のいずれかを必要とする例を示しています。

MTF 名簿

当事者の反対がない限り、その氏名、現在治療を受けている施設の所在地、一般的病状、宗教を MTF の入院患者名簿に掲載します。宗教以外の情報はすべて、入院患者について名指しで尋ねる人に開示されます。宗教については聖職者だけに伝えられます。

当事者の医療に関与する人々

当事者の反対がない限り、本人の医療データをその家族、親類、親しい友人、または本人が特定した他の人物に開示することがあります。ただし、開示するデータは、当事者の医療に関与している人物と直接関係のある内容だけに限られます。また、当事者の医療費の支払いを援助する人に対しても情報を提供することがあります。さらにまた、当事者の家族、代理人、あるいは介護の責任をもつ他の人物に対し、施設の所在地、一般的病状、または死亡の通知を伝えるため、あるいはこのような通知に協力するために、当事者の医療データを利用したり開示することがあります。最後に、災害の救助活動を支援するために、認可を受けた官民の機関に対し、個人の医療データを利用したり開示することがあるほか、家族や介護に関与する他の人々にこのデータを利用したり開示するための調整を行うことがあります。

自己の医療データに対する本人の権利

以下の権利を行使したいときは、MTF のプライバシー対策担当官宛にその要請を書面か電子メールで提出する必要があります。また、要請の内容によっては、1974 年プライバシー保護法で認められた権利を行使することも可能です。どの権利を行使するかについては、現地の MTF のプライバシー対策担当官の指示を得ることができます。一方、MTF はこの要請を棄却することもあります。そのような場合はこれを審査してもらうことが可能です。

自己の医療データのコピーを取り寄せ、これを調べる権利

当事者の医療データが当局で保存されている限り、自己の医療データのコピーを取り寄せて、「指定された記録項目」に掲載されている内容を調べることができます。この指定された記録項目の中には、治療記録や、医療費の請求記録に加え、当事者に関わる決定を MTF が下す際に必要なその他の記録が含まれています。

ただし、精神療法の際に医師がとったメモのほか、民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟を予期して収集した情報、またはこれらの訴訟で利用するために収集した情報、あるいは、個人の医療データへのアクセスが法律によって禁止されている医療情報については、コピーを取り寄せ、それを調べる権利が与えられておりません。

情報の利用・開示の制限を求める権利

当事者が、自己の医療データのいずれかの部分を、治療、支払い、医療業務のために利用または開示しないよう当局に要請することができます。このような要請は、制限を設けたい MTF のプライバシー対策担当官に書面で提出する必要があります。この制限は別の MTF に転用することはできません。この制限を MHS 全体で適用したい場合には、TMA のプライバシー対策担当官に要請する必要があります。なお、要請書には、(1) 制限の対象となるデータ、(2) 利用を制限したいのか、開示を制限したいのか、またはその両方か、(3) 制限を適用する相手（例えば、配偶者）、(4) 有効期間、を明記する必要があります。

このような制限が当事者双方の利益にならないと MTF が判断した場合、あるいは、MTF がこのような要請を妥当なものとして受け入れられない場合は、これに合意する義務は MTF にありません。一方、このような制限を双方の間で合意した場合には、救急治療を施す必要がない限り、この制約に反して個人の医療データを利用または開示することはありません。さらに、先に合意した制限はいつでも書面で取り消すことができます。

極秘の交信を要請する権利

別の方法もしくは別の所在地で交信したい場合には、これを要請することができます。その際、要請の理由を問われることはありません。要請が妥当であれば、可能な限り受け入れられます。

修正を要請する権利

自己の医療データに誤りがあったり、不完全であると確信する場合には、このデータを当局が維持している限り、その修正を求めることができます。ただし、このような修正の要請を受け取っても、当局にはそれに合意する義務はありません。

開示理由の説明を受ける権利

自己の医療データが開示された場合、その理由を説明するよう要請することができます。この権利は、このプライバシー対策に関する通告に掲載された治療、支払い、医療業務以外の目的で開示された場合に適用されます。さらに、これに該当するのは、2003 年 4 月 14 日以降に、しかも要請を行った日付から 6 年以内に開示されたものとしします。ただし、本人に行われた開示、本人が承認した開示、MTF 名簿にかかる開示、家族や介護に関わる友人への開示、通知を目的とした開示については、この権利の適用を受けません。このような情報を受ける権利は、この通告の中で記述されているように、その他の例外や制約、制限が適用されます。

本通告のコピーを入手する権利

この通告のコピーは、現地の MTF で取り寄せることができます。それ以外にも、現地の MTF ホームページまたは TMA のホームページ (www.tricare.osd.mil) でご覧になれます。

プライバシー保護に関する一連の連邦法

この MHS のプライバシー対策に関する通告は、「健保携行および責務法 (HIPAA)」の規定に従って皆様にお知らせしています。この他にも「情報公開法」、「プライバシー保護法」、「酒類麻薬乱用精神衛生管理再構成法」など、プライバシーの保護に関する法律がいくつか存在します。これらの法律はいずれも破棄されておらず、当局の方針策定や、個人の医療データの利用方法と開示方法に関する通告の作成の際に考慮されています。

苦情

上述のプライバシーに関する権利が侵害されたと確信する場合は、現地の MTF プライバシー対策担当官、TMA プライバシー対策担当官、もしくは米保健社会福祉省宛に書面で苦情を提出することができます。苦情を提出したからといって、報復を受けるようなことはありません。

お問合せ先

苦情の提出手順についての詳細、あるいは本通告の詳しい説明については、現地の MTF のプライバシー対策担当官 または TMA プライバシー対策担当官にお問い合わせください。 TMA プライバシー担当官の連絡先： TRICARE Management Activity, Information Management, Technology and Reengineering Directorate, HIPAA Office, Five Skyline Place, Suite 810, 5111 Leesburg Pike, Falls Church, VA 22041-3206、電話 1-888-DoD-HIPA (1-888-363-4472 – 米国内フリーダイヤル) / 聴覚の不自由な方の場合： 877-535-6778。そのほか、電子メール (hipaamail@tma.osd.mil) でのお問合せにも応じています。プライバシーに関する権利についての詳細は、TRICARE ホームページ (<http://www.tricare.osd.mil/hipaa/>) をご覧ください。

本通告の全文は、2003 年 4 月 14 日付で発効となります。